

Y's

10分前後で大体解るシリーズ ④

遺言の種類

行政書士
ファイナンシャルプランナー 森 瀬 泰 豊

Copyright Y's Office

Y's

遺言の種類

① 普通方式	① 自筆証書遺言 ② 公正証書遺言 ③ 秘密証書遺言
② 特別方式	④ 一般臨終遺言 ⑤ 難船臨終遺言 ⑥ 伝染病隔離者遺言 ⑦ 在船臨終遺言

遺言は15歳以上ならば一人で書ける

Copyright Y's Office

Y's

自筆証書遺言

- ①遺言の全文を自書
- ②日付
- ③押印

パソコンや録音等は不可
日付は特定できることが必要
単独で書く必要がある

メリット
手軽に書ける
費用が安い
自分しか内容を知らないため秘匿性は高い

デメリット
形式不備で無効になることがある
偽造・改ざん・廃棄される恐れがある
裁判所の検認が必要

Copyright Y's Office

Y's

公正証書遺言

2人以上の証人の面前で遺言の内容を口述し、
公証人がそれを書きとる形で作成するため
形式不備で無効になることはなく、原本も
公証人役場に保管される

メリット
形式不備で無効になることはない
偽造・改ざん・廃棄される恐れがない
裁判所の検認は必要ない

デメリット
打ち合わせなどに時間がかかる
費用が高い
内容は公証人および証人に知られる

Copyright Y's Office

Y's

秘密証書遺言

本人が書いた遺言を公証人が2人以上の証人の前で封印する

メリット

ワープロでもかまわない
偽造・改ざんの恐れがない
自分しか内容を知らないため秘匿性は高い

デメリット

形式不備で無効になることがある
廃棄される恐れがある
費用が高い
裁判所の検認が必要

現在はほとんど使われていない

Copyright Y's Office

Y's

講師略歴

1961年 福井県大野市生まれ
神奈川大学卒業

都内の司法事務所勤務 不動産相続・法人設立担当
都内の金融機関に転職 法人融資担当
不動産会社に転職 土地開発・資産運用業務担当
都内にてコンサルティング業務開始
相続・遺言相談・離婚相談
資産運用（金融商品投資相談・不動産投資相談）

行政書士
ファイナンシャルプランナー
宅地建物取引主任者
認定キャリアコンサルタント

LEC東京リーガルマインド専任講師
全国商店街支援センターアドバイザー
神奈川県 専門相談員
相模原商工会議所 経営アドバイザー

<http://ysoffice.jp>
info@ysoffice.jp

Copyright Y's Office

Y's

ご注意

当シリーズは相続や遺言の一般的な事例を基にしており、
全ての相続や遺言が当てはまるようになるわけではありません。

また、法律関係も全てを説明しているものでもありません。

内容に関する一切の保証はいたしませんし内容にかかわる
損害についても責任は負いかねます。

個別具体的な事例につきましては弁護士・行政書士等の
専門家へ相談、確認をお願いいたします。